

電気通信紛争処理委員会（第217回）

1 日時

令和4年3月22日（火）15時00分から15時49分

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、小塚 莊一郎、
三尾 美枝子（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、眞田 幸俊、杉山 悦子、葭葉 裕子（以上4名）

(3) 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

携帯周波数割当改革推進室室長 柳迫 泰宏、企画官 杵浦 維勝

(4) 事務局

事務局長 鈴木 信也、参事官 片桐 広逸、上席調査専門官 茅野 民夫

4 議題

(1) 携帯電話等の周波数の再割当てに伴う円滑な周波数移行について【公開】

(2) 委員会手続のオンライン化のための規定整備について【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 それでは、ただいまから第217回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。皆様には、御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、先ほど御紹介がありましたように、荒川委員がまだ出席されていないというところでございますが、委員4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員4名の方にも御出席をいただいております。

今回も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ウェブ会議システムによる開催とさせていただきますので、これまで同様、御発言の際にはチャットまたは口頭でお知らせいただきまして、指名させていただいた後に、カメラとマイクをオンにして御発言いただきたいと思います。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムの画面上では御確認いただけませんが、音声のみお聞きいただいております。

それでは、ただいまから議事に入ります。本日は公開の議事となっております。

(2)議題1：携帯電話等の周波数の再割当てに伴う円滑な周波数移行について【公開】

【田村委員長】 それでは、議題1の携帯電話等の周波数の再割当てに伴う円滑な周波数移行についてということでございます。本件につきましては、総合通信基盤局電波部電波政策課の荻原課長から御説明をお願いする予定でありましたけれども、急遽、所用によりまして、柳迫室長から御説明をお願いしたいと思います。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【柳迫室長】 ただいま御紹介いただきました、総務省電波政策課の柳迫でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、携帯電話等の周波数の再割当てに伴う円滑な周波数移行について、こちらの資料に沿って御紹介させていただきます。

背景を申しますと、昨年7月に、電気通信紛争処理委員会において、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書案について御説明させていただきました。携帯電話等の周波数の再割当て制度の導入につきましては、昨年8月に取りまとめた報告書の中で提言され、それを踏まえまして、周波数の再割当て制度の導入を含む電波法及び放送法の一部を改正する法律案を国会に提出させていただきました。

今回は、この法案の概要を御紹介するとともに、今後、法案が国会でお認めいただけましたら、制度を円滑に運用していく必要がありますので、周波数の再割当てによって移行が発生する場合の円滑な移行に関する検討状況についても御紹介したいと思います。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。まず、検討の背景となった(1) デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告書の概要の抜粋でございます。

2 ページを御覧ください。デジタル変革時代の電波政策懇談会は令和2年11月から検

討を開始し、令和3年8月に報告書を取りまとめました。

検討項目としては、大きく3つの柱がございました。1つ目が、電波利用の将来像、2つ目が、デジタル変革時代の電波政策上の課題、3つ目が、デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策でございます。

座長は早稲田大学の三友 仁志先生でございます。

3ページを御覧ください。その中で、今回御報告させていただきます周波数の再割当制度の導入が提言されてございます。また、周波数の再割当制度の導入とともに、再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合、この移行期間と円滑な移行方法が、この懇談会でも論点になっておりました。

その中で、周波数の移行期間については個別の案件ごとに開設指針の中に設定する必要があること、また、早期の移行ニーズがあるのであれば、円滑な移行方法として終了促進措置を活用することが適当であり、終了促進措置の協議が調わない場合は、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入することが必要という提言を受けたところでございます。

これを踏まえまして、次の4ページからが電波法の一部改正案の内容でございます。

5ページを御覧ください。周波数の再割当制度の導入について御紹介する前に、最初に携帯電話等事業者への周波数の割当てがどのように行われているかを御紹介したいと思います。

携帯電話等につきましては、端末が広範囲に移動しますので、広範囲に移動する中で通信ができるということが大事になってきます。そのため、携帯電話等の基地局につきましては、同一の者が広範囲に基地局を多数設置する必要があるがございます。そういった基地局を特定基地局と電波法では位置付けまして、総務大臣が開設指針を定めて、周波数の割当てを行っております。この開設指針に基づきまして、特定基地局を開設しようとする者は開設計画、これは基地局の整備計画になりますけど、これを作成しまして、認定の申請をすることになります。複数の者から手が挙がった場合は、その中から最も電波を有効利用しようとする者に対して開設計画が認定され、周波数が割り当てられます。

6ページは、それを前提とした中で、携帯電話等の周波数の再割当制度を導入する背景について御紹介したいと思います。

携帯電話等の周波数の割当てにつきましては、5ページで御紹介しました開設計画の認

定制度によって割当てが行われます。そのため、現状、原則5年間の認定期間の中で、排他的な免許申請権が付与されることによって、基地局を面的に整備していくことになりません。

この認定の有効期間が切れた後は、事実上、再免許を繰り返して、同一の事業者が周波数を利用しています。この場合、周波数の固定化による課題がございます。

同一の事業者が再免許を繰り返して周波数を利用していく中で、電波の有効利用の程度が不十分な場合、例えば、認定を受けた開設計画では、基地局のカバー率を何%開設しますと書いてありまして、認定期間中にそのカバー率が達成されていたのですが、認定の有効期間が切れた後に、それを下回ったような場合があったとしても、現行の電波法の仕組みでは、周波数を利用し続けることができるという課題がございます。

また、右の下の表に行きますと、携帯電話等の周波数の割当状況をまとめております。この中で、例えば、既存の事業者は、過去に割当てが行われていた低い周波数を利用できますが、後発で入った事業者は、事実上、割当て済みの周波数に手を挙げることはできません。それは自分たちが参入する以前に周波数の割当てが行われており、周波数の割当てというものは、左から右に、だんだん開拓が進んで高い周波数に移行していきますので、新たに割り当てられる高い周波数の利用はできても、割当て済みの低い周波数に手を挙げることはできない、そういった課題がございます。こうした、課題等に対応するために、今回、電波法の一部改正案では、左にございます①、②、③のケースに周波数の再割当てを可能とする仕組みを導入するものでございます。

1点目が、電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないときでございまして、カバーレッジ、新たな技術の導入等について、周波数を割り当てた後、有効利用評価によって有効利用が不十分だと認められる場合でございます。

今回、法案のポイントとしましては、5Gや、次の2030年頃の実現を目指すBeyond 5G、こういった携帯分野での技術革新が激しくなっていることも踏まえまして、電波の有効利用評価の評価主体として、電波監理審議会が評価する仕組みも法案の中に盛り込んでございます。こうした電波監理審議会による客観的な評価の結果、有効利用が一定の基準を満たさないときは再割当てができるようにするというものが①でございます。

②が競願の申出でございます。法案の中では、開設指針の制定の申出制度として規定しております。これは割当てを受けた事業者の有効利用評価の結果を踏まえまして、他の事業者が割当てを受けた事業者よりも、自分の方がもっと周波数を有効利用できると考えた

場合に手を挙げる事が可能となる仕組みでございます。手を挙げた結果、既存の割当てを受けた事業者と新しく手を挙げた事業者で、どちらが周波数を有効利用できるか競争していただいて、より有効利用できる方に再割当てをすることができるようにするものでございます。

3つ目が、③の電波の公平かつ能率的な利用を確保するための携帯電話周波数等の再編でございます。これは周波数の有効利用の観点から、携帯電話用の周波数につきまして、例えば、世代交代のタイミングで、より大きな周波数の幅を確保する必要が出てきた場合に隣接の区画とともに帯域を区画整理して、新しく再割当てができるようにするものでございます。

以上、①、②、③の3つのケースで再割当てができることを、法案の中で規定するとともに、他方で再割当ての結果、新しい方が周波数の割当てを受けてしまいますと、既存免許人は、その周波数を失うことにもなります。電波政策懇談会の議論の中でも、既存免許人の利用者への影響の懸念というところも議論の1つにございましたので、今回、既存免許人等に対する手続保障として、法案の中では、再割当てのプロセスに進む前に、総務大臣に対する意見聴取の義務付けを規定しております。

また、②の競願の申出のケースですと、総務大臣が申出人と既存免許人に対して意見聴取を行いまして、意見聴取の結果、再割当審査の実施の要否について総務大臣が決定することになりますけど、その場合にも電波監理審議会に諮問することを法案の中で義務付けてございます。

周波数の再割当てにつきまして、どういった周波数が対象になるのかについて御説明したいと思います。

右下の表を御覧ください。周波数帯ごとに事業者の名前が並んでいまして、その後に各事業者が利用する周波数の幅が記載されております。単位はメガヘルツでございます。

その中で、ブルーの枠の数字、こちらにつきましては、周波数の割当てによって開設計画の認定を受けましたが、既に認定期間が終了した周波数になります。逆に、薄いオレンジ色の部分につきましては、令和4年1月時点ではありますが、開設計画の認定期間中の周波数でございます。白色の部分につきましては開設計画の認定制度ができる前に割り当てられた周波数でございます。基本的には、開設計画の認定期間中のものにつきましては、認定計画に従って基地局を開設していただくこととなります。正当な理由がないのに、認定計画に従って基地局を開設していないと認められるときは、電波法上、総務大臣は認定

の取消しをすることができますので、認定期間中は認定計画に従っているかどうかにつきまして、総務省が四半期報告の中でチェックしております。白色の開設計画の認定制度ができる前に割り当てられた周波数とブルーの認定の有効期間が終了した周波数が再割当ての対象になるものでございます。

7ページを御覧ください。今回、法案の中に盛り込んでおりますが、実際の再割当ての具体的な手続の流れ、先ほど手続保障ということで、総務大臣の既存免許人等への意見聴取の義務付けの御紹介をさせていただきましたが、再割当てできる3つのケースがどのような手続を踏んで再割当てのプロセスに進んでいくかをまとめたものでございます。

①の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさない場合は、先ほど御紹介しましたとおり、電波監理審議会による有効利用評価に基づきまして、一定の基準を満たさない場合に、総務大臣が既存免許人に対して意見聴取をすることを義務付けております。必要に応じて、総務大臣は、既存免許人に及ぼす影響の調査や、既存免許人に対して報告を求めることができます。それを踏まえて、開設指針案を電波監理審議会に諮問し、開設指針を制定して、再割当ての手続に進むというものでございます。

①と同じプロセスを進むのが、③の携帯電話用周波数等の再編の場合でございます。

右側の②の競願の申出制度につきましては、先ほども少し御紹介はさせていただいたのですが、開設指針制定の申出が最初に行われます。この申出が行われたら、申出人と既存免許人への意見聴取を総務大臣に義務付けております。総務大臣が開設指針の制定の要否を検討し、その結果、開設指針の制定の必要があると判断する場合、制定の必要がないと判断する場合、それぞれにつきまして電波監理審議会に諮問をして、答申を受けます。その結果、開設指針を制定することの決定、または開設指針を制定しないことの決定を行います。この決定の結果につきましては、申出人と既存免許人に通知し、公表することを総務大臣に義務付けております。再割当審査の実施プロセスに進む場合は、必要に応じて総務大臣は既存免許人に及ぼす影響の調査や既存免許人・申出人に対する報告の求めを行いまして、再割当審査の実施プロセスに進むものでございます。

8ページを御覧ください。電気通信紛争処理委員会に関わる場所は、この8ページからございまして、再割当ての結果、既存免許人以外の者が開設計画の認定を受けた場合は、既存免許人から新たな認定開設者への周波数の移行が発生します。この周波数が移行する場合の移行期間をどのように考えればいいのかをまとめたものが8ページでございませぬ。

真ん中の青い点線のところが再割当てを行った日、認定日でございます。ここから新たに開設計画の認定を受けた者が認定開設者になるのですが、いきなり、この再割当ての認定日に、既存免許人が周波数を返上することになりますと、既存免許人の利用者への影響の懸念もございますので、予見性の確保の観点から一定の移行期間を設けることとしております。再割当ての結果、既存免許人以外の者が開設計画の認定を受けた場合の認定日と既存免許人の周波数の使用期限、この間が移行期間になります。この移行期間中は、既存免許人は既に電波法の免許を受けている無線局につきましては、使用期限までは再免許の申請をすることができます。新たな認定開設者は、既存免許人が免許を受けている基地局との干渉が生じない範囲、この範囲で免許を受けることは可能ですが、既存免許人の使用期限までの間は、一定の制約がございます。

この移行期間についてより円滑に周波数の移行を進めるための手段が、次の9ページの終了促進措置でございます。

9ページを御覧ください。

終了促進措置の仕組みにつきましては、これまで異なる無線局を対象とした周波数の再編において実施されました。既存の周波数を使っているシステムの方が、ほかの周波数帯に引っ越しをする場合において、新しく割当てを受けた者が既存のシステムの方の移行費用を負担することによって、周波数の使用期限よりも前倒しして使用を終了し、早期に周波数移行を完了するものです。法案では、周波数の再割当てにおいても終了促進措置を活用可能としていますが、携帯電話等事業者同士の同種の無線局間の周波数の移行という面で、従来の異なる無線局間の周波数の再編の事例とは状況異なります。

周波数の再割当てでは、再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合には、新たな認定開設者が既存免許人の移行費用を払うことによって、既存免許人の周波数の使用期限を前倒しして使用を終了し、早期に周波数を利用できるようになることが期待されます。

ただし、注意していただきたい点としては、この場合に終了促進措置の協議を行うこととなるのは、まさにモバイル市場の競争関係にある事業者同士ということで、協議が調わない可能性がございます。そういった可能性もございますので、今回、電波法を改正しまして、周波数の再割当てにも終了促進措置を活用可能とする改正を加えるとともに、終了促進措置の協議が調わない場合には、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする仕組みを法的に手当てしてございます。ここが今回の法改正の電気通信紛争処

理委員会に係る大きなポイントと考えているところでございます。

以上が電波法一部改正案の概要でございます。

10ページからが（３）ということで、携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関する検討でございます。

11ページを御覧ください。冒頭、御紹介させていただきましたデジタル変革時代の電波政策懇談会につきましては、その下で、移動通信システム等制度ワーキンググループにおいて、周波数の再割当制度について御議論いただきました。今回、この移動通信システム等制度ワーキンググループの下で、携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースを開催することといたしまして、周波数の再割当てに係る周波数移行の個別課題について御議論いただいております。

スケジュールとしましては、今年の夏ぐらいを目途に、一次取りまとめを予定しているところでございます。

こちらのタスクフォースにつきましては、技術、法律、会計等の有識者から構成されておりまして、東京大学の相田 仁先生が、このタスクフォースの主任を務めております。また、関係する携帯電話事業者はオブザーバーとして参加しているところでございます。

周波数の移行というものが、事業者の経営情報を開示し、こうした情報を御議論いただくようなところもございますので、非公開で事業者ヒアリング等を実施しているところでございます。

今後、移動通信システム等制度ワーキンググループとの合同会合も節目で開催しながら、デジタル変革時代の電波政策懇談会のフォローアップの場で、このタスクフォースの検討状況を御報告していくことを考えているところでございます。

それでは、このタスクフォースで、具体的に、どういったことが検討課題になっているかということについて御紹介したいと思います。資料の12ページを御覧ください。

大きく分けて、移行期間の設定の在り方及び移行費用と負担の在り方が大きなテーマになってございます。移行期間につきましては、個別の割当てごとに開設指針の中で設定していくということで、電波政策懇談会の報告書でまとめられてはおりますが、移行期間の設定について、再割当てをするたびに毎回の議論で時間がかかっては、なかなか再割当てのプロセスが進まないというところもございますので、ある程度、移行期間の設定に当たっての共通的な考え方を整理する必要があるというものが（１）でございます。

特に移行期間を設定するに当たって課題となっているものとしましては、基地局等の工

事の対応や、それに伴う利用者関係の対応などが想定されます。

基地局工事の対応としては、どういった工事が必要なのか、工事リソースに関する課題や、工事リソースを円滑に確保するための方策、利用者関係の対応としては、端末やプランに影響が出てくるのかといったことや、利用者への周知、こういったところも検討課題としては想定されているところでございます。

次に、(2)の移行費用と負担の在り方でございます。

移行費用として考慮すべき事項として、どういったところがあるのか。基地局等の改修や償却費用、過去の移行費用の扱い、こういったところがこれまで意見としても出てきたところでございますので、考慮すべき費用の範囲を、しっかりと整理していく必要があると考えています。

また、既存の事業者の周波数の一部に手を挙げたいというケース、電波政策懇談会でも、いわゆるプラチナバンドの個別課題の中で議論が出てきましたが、基地局へのフィルタの挿入やレピータの交換、こういったものの必要性や対応規模、移行費用を負担すべき者と負担すべき費用の範囲、こういったところが検討課題として、現在、想定されているところでございます。

(3)は、その他としまして、やはり周波数移行を円滑に進めていくためには、こういった周波数の移行、再編を前提とした設備の導入ということも長期的には必要になってきます。そのため、将来にわたって、この再編を見据えた再割当ての際の移行コストの低減や、移行期間を短縮するための長期的、技術的な課題というものも重要なテーマになっております。

以上、(1)、(2)、(3)、こうした個別課題について、しっかり議論を進めていきまして、夏ぐらいに電波政策懇談会のフォローアップ会合に報告したいと考えております。また、これらの報告内容は、今後、電気通信紛争処理委員会において、こうしたテーマを扱う際の参考になるのではないかと考えているところでございます。

少し説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしく申し上げます。

【田村委員長】 柳迫室長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたら、委員の皆様から御発言をお願いいたします。

なお、御質問によりましては、電波政策課の秋浦企画官にも御発言をいただくことになっております。

それでは、委員の皆様、どうぞ御質問等、お願いいたします。

小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 学習院大学の小塚です。柳迫様には御説明いただきまして、ありがとうございました。昨年7月も、たしか柳迫さんだったのではないかと思いますのですが、御説明を伺いまして、その際にちょっと発言をしましたことが、やはり気になっておりますので、改めて御質問させていただきたいと思います。

そのとき何を申し上げたかということですが、もちろん電気通信紛争処理委員会として、このような非常に重要な制度、日本の電波政策にとって重要な制度について、紛争を適切に、また公平に処理していくということは、当然、重要な任務ですし、それはお引受けするということにやぶさかではありません。

ただ、結局、お話にもありましたように、基本的に利害が対立している当事者間で、しかも、その当事者間の協議が調わないということで案件が上がってくるとなると、やはり何らかの考え方、指針のようなものがないと、結局、判断をしても、説得的なものになりませんし、効果的・効率的な紛争の解決にもならないのではないかとこのことを前のときに申し上げたわけです。

本日、お話をお聞きしましたら、タスクフォースが設置されその中で具体的な検討を進めていただけるということでございますが、この移行期間や移行費用についての検討が、電気通信紛争処理委員会として参照可能な、あるいは影響可能なガイドラインのようなものになると期待してよろしいのでしょうか。委員の側としては、できるだけ具体的に適用できるガイドラインというものがあるとありがたいと思っているのですが、見通しを伺えますでしょうか。

【柳迫室長】 小塚先生、ありがとうございます。

先生のおっしゃいますとおりで、まずタスクフォースで、ある程度、移行期間と移行費用の範囲について基本的な考え方を整理できればと思っています。当事者間の協議ですのも、もちろん当事者間で合意すれば、自由に決定することができるのですが、なかなかまとまらない場合というのは、やはり必要な移行期間や移行費用として、どこまで、どういったことを考慮すべきなのかというところは、タスクフォースの議論の中で、ある程度、整理していきたいと考えているところでございます。

成果物につきましても、夏に取りまとめて、電波政策懇談会のフォローアップ会合にも報告するというを考えておりますので、その報告内容が今後の電気通信紛争処理委員

会で御審議いただく際の目安になるものと考えております。まずはそういったところから始められればと思っております。

また、今後多くの事例を積み重ねていけば、ある程度、その事例を踏まえた整理というものもできてこようかと思っておりますので、まずはこういった形で電気通信紛争処理委員会の御審議にも貢献できるようにまとめられればと思っております。

以上でございます。

【小塚委員】 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

やはりルールがあって、このルールを具体的な事案に当てはめるとどうなるのか、これは個別の事案の問題ということで、電気通信紛争処理委員会の責任だと思えますけれども、元のルールがはっきりしていて、そして関係者が、一応、ルールのレベルでは納得した、受け入れたというものであると、非常に将来の紛争の解決に資すると思えますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。期待しております。

【柳迫室長】 ありがとうございます。

タスクフォースにつきましては、事業者もオブザーバーとして参加しておりますので、ある程度、一定のコンセンサスを目指していきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

【田村委員長】 小塚委員、よろしいでしょうか。

【小塚委員】 はい。結構でございます。ありがとうございました。

【田村委員長】 ほかの委員の方で御質問ありましたら、どうぞ。今のような注文でも結構でございますけれども。

特にございませんでしょうか。それでは、柳迫室長、今、小塚委員の方から話がありましたルール作りという点は、本当に我々にとりましては大事なことでございますので、その観点も踏まえて、タスクフォースの御対応をよろしくお願いいたします。

【柳迫室長】 はい。ありがとうございます。タスクフォースでも、しっかりと整理できるところは整理していきたいと思っております。また、その成果が、しっかりと電気通信紛争処理委員会の御審議の中で活用できることが理想だと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【田村委員長】 よろしくお願いたします。

室長におかれましては、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。この辺で、この質疑を終えたいと思えます。室長には御退出いただいて結構でございます。

【柳迫室長】 はい。どうもありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。
失礼します。

(柳迫室長、杵浦企画官 退出)

(3) 議題 2 : 委員会手続のオンライン化のための規定整備について【公開】

【田村委員長】 それでは、続きまして、議題 2 の委員会手続のオンライン化のための規定整備についてということでございます。

まずは事務局から説明をお願いします。

【茅野上席調査専門官】 事務局でございます。

まず、資料でございます。資料 2 1 7 - 2 - 1、電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程（案）ということで、こちらは書面等により行うとなっている手続につきまして、一括してオンラインによる実施が可能となるという規程でございます。

次に資料 2 1 7 - 2 - 2、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（案）ということでございます。こちらは電子メール、あるいはウェブ会議による実施につきまして、具体的な実施手順や、その留意事項等を定めるものとなっております。

この 2 つの規程によって、委員会の手続のオンライン化が実現されるということでございます。この 2 つの規程につきまして、御審議をいただきまして、委員会として決定をいただければということでございます。

次の資料が、資料 2 1 7 - 2 - 3、横判、パワポの説明資料ですが、これは今の 2 つの規程をまとめた説明資料ということでございます。

この 3 つの資料につきましては、前回の会合におきまして、素案ということでお示しし、説明をさせていただいておりますので、本日、これらの説明は省略をさせていただきまして、資料 2 1 7 - 2 - 4 ということで、前回からの修正点を御用意させていただきまので、こちらを説明させていただくということで、全体の説明に代えさせていただければと思います。

では、資料 2 1 7 - 2 - 4、前回からの修正点でございます。

第 2 1 6 回委員会での説明の素案からの修正点は以下のとおりということで、まず 1 点目が、パスワードの伝達方法を修正しました。

修正内容ですが、下の表、2 ページまでありますけれども、右側が修正前、左側が修正

後ということで、もともと手続に使用するパスワードは別送するとしてございました。この点、眞田先生から御指摘をいただきまして、左側ですけれども、パスワードは電話等、電子メール以外の方法で伝達する、以下、全ての手続で同様と変更させていただいております。

2ページ、修正理由とありますけれども、こうしたパスワード付き電子ファイルの送信につきましては、やはり同一経路で送信する場合は情報漏えいの可能性が高くなるといった指摘があるということで、総務省のセキュリティーのポリシーなども参考にいたしまして、委員会の手続におきましては、パスワードは電話等、電子メール以外の方法で伝達すると、もちろん電話には限らないのですけれども、電子メールと別経路で送っていくことにさせていただければと思っております。

3ページでございます。参考としまして、こうした問題のほか、パスワード付きZIPファイルの送信につきましては、攻撃メールがセキュリティー製品のチェックをすり抜けてしまうといったことから、パスワード付きZIPファイルの送受信を一切やめるところもあるのですけれども、そこまでの制限を行っていない例も多くあるということで、御参考でございます。

2つ目が、その他技術的修正ということで、例えば、手続は電気通信紛争処理委員会と、それからあっせん委員、仲裁委員、仲裁廷というところで行われるわけですけれども、前回は「委員会等」としていましたが、ほかの規定の例に倣いまして「委員会」に修正しています。

あるいは、実施要領の別記、オンライン化の対象手続一覧に手続類型という欄があり、前回は書面等による実施が規定されている手続について、その規定の題名だけを書いていたのですけれども、具体的に条文の条番号まで明記している、あるいは施行日ですが、委員会決定の日から施行と、両方の規定について明記しました。その他、規定ぶりの統一と必要な修正を実施させていただいているということでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【田村委員長】 説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

既に御意見いただいたところを事務局で修正したというところでもございますけれども、

委員の皆様から御質問、御意見ございませんでしょうか。

特になければ、御質問、御意見等はなかったということで、皆さんの決議をさせていただきたいと思います。

委員会手続のオンライン化のための規定整備につきまして、ただいま事務局から説明のあったとおりに決定するというところでよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田村委員長】 ありがとうございます。では、そのように決定することとしたいと思います。

(4)閉会【公開】

【田村委員長】 本日の議題は以上でございます。委員の皆様から何かほかにございますでしょうか。

特にないようでございます。

最後に、事務局から何かございますか。

【茅野上席調査専門官】 委員会手続のオンライン化につきまして御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、次回、第218回の委員会につきましては、3月24日木曜日から3月31日木曜日正午までの日程で、令和3年度年次報告に関する文書審議を行っていただく予定でございます。

また、その次、第219回の委員会につきましては、3月29日火曜日10時から、ウェブ会議による開催を予定してございます。委員、特別委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい時期と存じますが、御出席を賜りますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。